

前日18:00目処

①需給ひっ迫警報の発令(第1報)

- ・他電力からの電力融通を最大限に受け、需給調整契約を発動しても、供給予備率が3%を下回る見通しとなった場合、ひっ迫電力管内に対し、前日18:00を目途に政府から警報(第1報)を発令。

※当日早朝や午前中に大型発電所の計画外停止が重なった場合等においては、急遽、警報を発令する場合がある。

当日9:00目処

②需給ひっ迫警報の発令(第2報)

- ・当日9:00(北海道電力及び九州電力管内において需給ひっ迫のおそれがある場合は8:00)を目途に政府から警報(第2報)を発令。

※必要に応じ、9:00以前に第2報を発令する場合がある。なお、需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

警報発令後も
予備率が1%を
下回る見通し
である場合

③需給ひっ迫警報の発令(第3報)と「緊急速報メール」の発出

- ・需給ひっ迫する2時間前を目安に、政府から警報(第3報)を発令するとともに、ひっ迫電力管内の携帯電話利用者に「緊急速報メール」を発信し、電気の利用を極力控えることを要請。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

節電協力による停電回避